議員全員協議会

日時	8時54分 開会 令和7年1月17日(金)閉会中 (休憩9:57~10:05) 11時09分 閉会
場	相良庁舎4階 大会議室
出席議員	議長 16番 村田博英 副議長 15番 原口康之
	1番 石山和生 2番 谷口恵世 3番 絹村智昭
	4番 名波和昌 5番 加藤 彰 6番 木村正利
	7番 松下定弘 8番 種茂和男 9番 濵﨑一輝
	10番 植田博巳 12番 太田佳晴 13番 中野康子
	14番 大石和央
欠席議員	
事務局	局長 前田明人 次長 浅井大典
	書記本杉周平
説明員	市長、副市長、教育長、総務部長、企画政策部長、政策監、 教育文化部長、大河ドラマ活用推進室長、大河ドラマ活用推進室文 化振興係長
傍聴	

署名 議長

開会の宣告

〇議長 (村田博英君)

おはようございます。若干時間が早いんですが、皆様おそろいでございますので、議員 全員協議会を始めたいと思います。

2 市長報告

〇議長(村田博英君)

それではまず、市長報告のほうからお願いいたします。 杉本市長。

〇市長(杉本基久雄君)

皆さんおはようございます。成人式は体調不良で出席できなくて、大変申し訳ございませんでした。経過といいますか、状況を委員会のほうでも総務部長から報告があったかと思いますが、成人式の前の日の夜、少し微熱がございまして、その日はそのまま休んだんですが、成人式当日の12日の朝もう一度熱をはかったら、やっぱり7度2分ぐらいございまして、成人の皆さんにうつしては申し訳ないな、もしものことがあってということで、検査キットで、3種類今できる検査キットがあるものですから、それでやったところ、インフルは関係なかったんですが、コロナの陽性が出ちゃいまして、微熱があるだけで、至って倦怠感であるとかせきだとか、ほかのあれも全くなくて、通常ならそのまま出ちゃっていたかもしれませんが、成人式だということで、検査したところ出たものですから、そこから5日間自宅療養ということで療養させてもらいましたけれども、微熱は11日、12日、13日と3日間で37度を行ったり来たりというような状態でありました。

ただ、症状としては腰痛が、ちょっと動くにつらいというか。その微熱が収まると同時に腰痛も収まって、昨日、おとといの2日間は軽快の状態で、Webで内部の会議も全部やらせていただいて、予算のヒアリング等もやらせていただいて、至って昨日とおとといは通常に戻ったという状態でございます。

ということで、今日から復帰をさせていただきましたので、よろしくお願いしたいと思います。

今、新聞紙上等でも出ておりますけれども、インフルが史上最高といいますか、いうような状況でございますし、コロナもインフルほどではないですけど、ちらほら出ているということでありますので、これからもまた気をつけて感染対策を取りながら、皆様にも健康保持に努力をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

私のほうから今日お伝えしてございますのは2件でございますが、1件追加をさせていただいて、大河ドラマ関連を1点追加させていただきたいと思います。

まず、明日、あさっての「田沼意次物語」でありますが、午前、午後2回公演で500席、500席で1,000席用意してございますけれども、昨日までに全てのチケットが完売いたしました。非常に好評でございまして、年明けにはまだ7割弱ぐらいという状況でございましたけれども、新春顔合わせのときに販売させてもらったりということで、職員も頑張って

やったのですが、8割止まりぐらいだったのですが、新聞の事前告知でありますとか、一昨日のNHKの放送で周知をいただいたりということで、それから一気にぐっと伸びまして完売ということでございます。非常に幸先のいい状況であるということであります。

それから、26日の大河ドラマ展のオープニングセレモニーでございますが、宮沢氷魚さん、嫡男の意知役の宮沢氷魚さんが訪れていただいて、テープカットもやっていただきますし、その後のトークショーにもということでありますが、これも400席を公募でお願いしたのですが、昨年の12月の頭からやりましたけれども、1月10日までに400に対して約1,600の応募がございまして、抽せんの結果400名の皆さんに決定通知を出すというようなことで、今、手続を進めておりますが、これも非常に幸先のいい状況でございますので、この勢いに乗って大河ドラマ展、全国から多くの皆さんに訪れていただくようにこれからも取り組んでまいりますので、ご支援、ご協力のほどをお願いしたいというふうに思います。

それからもう一つは、おとといでしたか、新聞報道されましたけれども、田沼街道がしずおか遺産に認定をされました。認定証の交付式も今後行われますので、その件につきまして、大河ドラマ推進室のほうから報告をさせますので、まずよろしくお願いします。

〇議長 (村田博英君)

石川係長。

〇大河ドラマ活用推進室文化振興係長(石川隆太君)

大河ドラマ活用推進室の文化振興係長の石川です。

今、市長からもお話がありました。かねてから申請を県のほうにしておりました田沼街道について、しずおか遺産に認定をされたということで、1月14日の知事の定例記者会見におきまして発表となりました。その関係で、県のほうから認定証が交付をされる、頂けるということですので、1月26日の大河ドラマ展のオープニングセレモニーに合わせまして、オープニングセレモニーの後、そのままの形で認定証の交付式、ささやかではありますが、県のご担当の局長さんもお招きをしまして、認定証の交付式のほうを史料館の前にて執り行わさせていただきます。

田沼街道ということですので、牧之原市が申請に当たっては代表市町ということでやらせていただきましたけれども、田沼街道沿線の吉田町さん、焼津市さん、藤枝市さんの関係者の方もお招きをしております。まだどなたが見えられるかというのは調整中ではっきりしていないのですが、関係市町の皆様もお呼びをして、認定書の交付式のほうを執り行わさせていただきますので、また、市議会の議員の皆様もオープニングセレモニーのほうの出席をいただいている方々は、すみません、そのままの流れで認定証の交付式のほうも、ぜひご臨席賜りたいと考えております。

以上です。

〇議長 (村田博英君)

大河ドラマ活用推進室長。

〇大河ドラマ活用推進室長(八木康仁君)

続きまして、そちらのほうにデータではなくて手元のほうにパンフレットで皆様のほうにお分けしてあるんですけれども、たぬまっぷラリー、当然、今後大河の関係だけではなくて、大河をやりながら観光交流、人口交流というか、そういうものを増やしていきたい

という中で、一つのたぬまっぷラリーというものを実施させていただきます。これ実はそちらのパンフレットにも書かれているんですけれども、1月9日から試運転がてら始まっておりまして、第何弾かに分けているうちの第一弾として3月14日まで行っております。現在、情報的にはあれなんですけれども、始まって約4日間ぐらいで二十何名の方が市内を回っていらして、ポイントをかせいでいらっしゃるという形になっております。

1 枚めくっていただきますと、全部で市内27か所、こちらをスマホのほうで専用サイトヘアクセスしていただいて、近寄ったりとか、そのエリア内に入ったりとか、見学をしていただくだけでポイントがだんだんたまりまして、そのポイントの数に準じまして、幾つかこの上の段にあるんですけれども、波乗り意次賞、茶茶茶意次賞、あと意次賞というような形で三つ用意させていただきまして、全部で16名の方にプレゼントを差し上げるような形となっております。

今後も、こちらまず第一弾ですけれども、第二弾、第三弾というような形で、まず年間を通してさせていただきまして、これをやることによって、単純にポイントを回ってゲットするだけではなくて、私たちのほうとしても、その方たちのデータだったりとか、年齢とか、そういうものをやって、今後の交流の一つのデータとして積み立てていきたいと思っておりますので、皆様もぜひ参加していただいて、よろしくお願いいたします。

以上です。

〇市長(杉本基久雄君)

それでは、引き続きまして、私のほうからは学校跡地利活用の検討状況についてということで報告をさせていただきます。

学校跡地の利活用の検討につきましては、令和4年度に、どんな地域となったらよいか、令和5年度に、どんな場となったらよいかをテーマに、学区ごとでの意見交換会を開催いたしました。これまでの取組と、その後の検討状況につきまして、別紙より担当から説明をいたします。

なお、市民の皆さんには令和7年2月6日の自治行政連絡会におきまして報告をいたしまして、その後にホームページに掲載をする予定でございます。

それでは、担当のほうから説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(村田博英君)

政策監。

〇政策監(大石 隆君)

それでは、資料に基づきまして、学校跡地利活用の検討状況について説明をさせていた だきます

今回お示しするものは検討過程の資料ということで、その進捗、検討状況を市民の皆さ んにお知らせさせていただくものでございます。

資料1は資料2の概要をまとめたものでございますので、資料2をお開きいただいて、 資料2について説明をさせていただきます。

表紙と目次をめくっていただき、1ページ目、はじめにでは、最下段、榛原地区、相良地区で利活用できるまでの期間は異なると。榛原地区が令和12年、相良地区が令和15年ということでございますが、市全体のバランスを考慮し、全ての学校について検討をしているものでございます。

次のページをお願いします。

利活用で目指すものということでございます。若者人口の減少など、市の課題と意見交換で、こんな地域にしていきたいという地域の課題への対応という観点から、跡地利活用では住む魅力を高める場を目指すものとしました。

次のページ、利活用の考え方。

2 段落目、民間事業者のノウハウを活用し、跡地の持つポテンシャルを引き出し、魅力 ある空間にしていくためにも、民間事業者主導による利活用を検討していくというもので ございます。

次のページをお願いいたします。

利活用の主体については一番上に記載してございますが、民間事業者による利活用を基本として考えていくものでございます。しかしながら、市で利活用する必要がある跡地については、市等で活用をしていきます。その下に考え方のフローを記載してございます。

次のページには、現時点で考え得るケースを事業主体別に示してございます。左側、民間事業者主体の場合、その利活用において民間事業者の需要があるかないか。次に、その提案を市として推進するものか、しないのか。地域として受け入れられるものか、どうなのか。受け入れられるものは民間事業者による利活用を進めていきます。

民間事業者の需要がないもの、また、民間事業者の需要があっても、民間事業者が使いたいといっても、住む魅力を高める場にそぐわない、例えば、不要品のヤードのような、市として認められない事業内容の場合、また、市としてはいいよと、オーケーであるが、地域として受入れができないとされたものについては、未利用状態となってしまうことも想定されます。

ただ、これらについては民間事業者の利活用につなげていけるよう取り組んでいくとと もに、地元とも協議を重ねていく考えでございます。

右側、主体が市の場合、公的利用で必要と考える施設、例えば公園等は市で利活用をしていくという考えでございます。

次のページ、6ページからはこれまでの検討状況になります。7ページをお願いいたします。

これまでの学区ごと開催した意見交換会でのご意見でございます。左から二つ目が4年度に開催したどんな地域になったらよいか、その右がどんな場となったらよいかというテーマでの意見が記載してございます。全体的には、市民が集い交流できる場や専門的な学びの場、あるいは企業誘致、人を呼び込む場などの意見がたくさん挙がっておるという状況でございます。

少し飛んでいただいて、10ページをお願いします。

民間事業者の訪問状況です。意見交換会での意見を参考に、地域の意向に沿うであろう事業者や市の事業に関係のある事業者など、約30社を今年度訪問しております。公共空地の利活用をしている不動産業者であるとか、市と関わりのある事業者、住宅メーカー、農業関係、スポーツ関係、教育関係などの事業者を訪問し、牧之原市の人口などの基本的状況やアクセス、地理的状況、取組、跡地の状況などの資料をもって意見交換をさせていただきました。

そこで聞かれた意見としては、大きく分けて3点、地域としての評価については、跡地

に魅力は感じるよと。しかし地域としてずば抜けた魅力がない。足元人口が少ないため、 採算性が見込めるかどうか。下に行っていただいて、事業実施に対しては、5年先の検討 は難しい。また更地のほうが使い勝手が検討がしやすい。とはいうものの、次の利活用の 可能性については、住宅メーカーやスポーツ関係、農業関係の事業者がその可能性につい て言及もしているというところでございました。

次のページにアンケート結果の状況がございます。意見交換をした事業者のうち、明確に利活用の意向がないと意思表示した企業を除いて、16社についてもう少し突っ込んだアンケート調査を実施いたしました。13社から回答をいただき、その結果でございますが、中段の表を見ていただくと、学校跡地に対し魅力を感じるかの問いには、感じると回答した事業者が12社、感じないが1社、その下、活用する可能性があるかの問いでは、具体的に検討したい事業者が3社、今後検討する可能性がある事業者が9社という意向でございました。

ただし、事業者の関心は学校によって濃淡がございます。閉校となるまでの期間や学校の立地、利便性などについて関心度には差があるというところでございます。また、事業者のほとんどが土地、建物の売買価格や賃料などの検討を求めているというほか、更地として利活用したいという声もあったところでございます。

次のページに利活用のイメージを考えました。これまでの地域の意見、学校の立地状況、 地域の特性、市の取組、民間事業者の意向を踏まえてイメージを考えました。

次のページに四つのイメージを示させていただきます。

一つ目は、安心して憩う空間。公園や子供の遊び場、福祉施設、住宅分譲地など、みんなが集える空間や安心して過ごせる場。二つ目は、教育施設などの未来につながる人材育成の場として、牧之原市で活躍する人材を育てる場。三つ目は、関係人口創出の場。地域の魅力を伝え、関係人口の創出や賑わいの場の創出につながるようにしていく場。四つ目は、工業団地や商業施設、スタートアップ事業に利活用するなど、市内企業の発展の場とか、農業の栽培技術と合わせ、経営などを学ぶ場の創出により新たな産業誘致の場として考えました。

こんなイメージを持って、今後の進め方については次のページのとおり考えております。 現時点においては、跡地利用の検討に取り組んでいることを広く民間事業者にPRして いくことが事業者を掘り起こすため、また、利活用の可能性を広げるためにも大事な取組 と考えます。引き続き民間事業者との意見交換を重ねていくことが必要と考えております。 また、並行して売買価格などの検討や改修に関する補助制度などの検討もしていく必要が あると考えております。

今後は、民間事業者との意見交換やサウンディング調査などにより、利活用の条件など、 内容を徐々に具体なものとしていく考えでございます。

最後のページになりますが、全体的なスケジュールですが、榛原地区が令和12年、相良地区が令和15年の利活用着手を目指して、この間に民間事業者との意見交換を重ね、公募条件や地元意向の調整などを進め、公募に向け進めていく考えでございます。こういった状況を市民の皆さんにお伝えをしていくということでございます。

説明は以上です。

〇市長 (杉本基久雄君)

それでは、続きまして、3点目でございます。これは口頭のみであります。

大井川の水資源に関しますJR東海の取組に関わる説明会ということでありますが、12月の全員協議会におきまして、JR東海から開催の申出があったことを報告させていただきました。大井川の水資源に関するJR東海の取組に関する説明会につきましては、現在、JR東海が各市と開催時期を協議している状況でございます。日程が決まりましたら、議会事務局を通じまして、また議員の皆様に連絡をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

私のほうからの報告案件は以上でございます。

〇議長(村田博英君)

それでは、三つの案件に関しまして、皆さんからお聞きしたいことがあれば、お願いします。学校跡地のほうは検討状況の資料でございますので、基本的なことに限ってご質問をお願いしたいと思います。

太田議員。

〇12番 (太田佳晴君)

最後の学校跡地の関係で質問します。最終的に、説明だと今後の進め方として跡地利用の活用については広く民間事業者にPRということで、事業者との話でというようなことで結びがあるんですけれども、実際には地域の意向を聞くということで、各地区、学校区でワークショップをやって、私も地元で出たんですけれども、そこで意見を聞いて取りまとめの表があります。やはり私ももう少しその地域の意向をせっかく聞きながら、そのまま最終的には事業者と取り組んでいく。それでは地域の皆さんの意見等があまりにも何だったということになりかねないものですから、その辺はどのように考えていますか、今後進め方として。

〇議長 (村田博英君)

政策監。

〇政策監(大石 隆君)

おっしゃるとおりでございます。今は利活用のイメージなどをどうしていこうかというようなことで、いろいろな意見とかお知恵をお借りしてということでございます。実際、今後ですけれども、利活用のイメージを示したり、事業者の参加意向の把握や事業者がより参加しやすい公募条件の設定をするため、民間事業者と対話を行うと。そういうような対話を行うサウンディング前、実際サウンディングの前、あるいは行った後も含めて、地元の皆さんと調整を行っていくという考えでございます。

年度で考えると、サウンディングの前の令和8年度、9年度と、サウンディング調査後の令和10年度には地元調整というか、地元との具体的な意見交換ということも考えているというところでございます。相良地区については、その3年後というような取組を考えております。

地元意向の今回こういうような資料を出させていただいて、もし説明会というような意向があれば、当然対応していくという考えでございます。現時点ではあくまでも検討過程の資料という中で、これで決まりだとか、こうだというものではないということですので、今後サウンディング調査をやる前とか、やった後とか、その後について地元との調整というか、意見交換はやらせていただきたいというふうに考えております。

〇議長 (村田博英君)

太田議員。

〇12番 (太田佳晴君)

分かりました。あくまでも地域の意向を取りまとめてありますけれども、これについては、やはりワークショップで出された意見をそこから抽出してあるだけだと思うんです。それで、ワークショップのいい点悪い点っていろいろあると思うんですけれども、やはり意見を出しただけという、これが非常に今までも多くて、そういった不満というのが、意見はどうなってしまったかということを聞かれるものですから、特に大変なことだと思うんです、利活用は。でも、サウンディング調査のときの前までにと言いましたけれども、それまでに地域でももう少しちゃんと考え方を、これをまとめるような機会をしっかり持っておいてもらって、それで、そこに向かって進めてもらいたいなと思うんです。これって、それぞれのいろんな皆さんが意見を出したのがあるだけですから、この中でやはり地域の本当にまとめてくださる皆さんを集めて、それを再検討するという、それでもっとこれを集約するということを、それをやってもらいたいなと思うんですけど、どうでしょうか、その辺は。

〇議長 (村田博英君)

政策監。

〇政策監(大石 隆君)

現時点においては、やはり例えば跡地を誰が何に使うかという部分が大きな課題になります。そういった意味で、地元の意見は当然必要になります。それも大事だと思います。ただ、今の時点においては、市としてどうしていくかということで、やはり民間を含めた市としての利用をしていくのか、あるいは民間が利用していくのかという部分で、そこら辺の可能性も含めて探っているという状況でございます。

今後においては、地元の方の意見を吸い上げていくということも当然必要だというふう に思っております。

〇議長 (村田博英君)

太田議員。

〇12番(太田佳晴君)

なかなか地元の皆さんが集まって検討しても、お金を持っているわけじゃないし、基本的には。それで、その中に事業者の実際にやれる力がある地元の皆さんがいればいいんですけれども、なかなかそういうケースってないと思うんです。でも、やはり集まればいろんな考え方が出るだろうし、それで最終的に、もし結果が出たときに、やったという本当の地元の皆さんの理解を残すためにも、そこは丁寧に進めてもらいたいと思います。以上です。

〇議長 (村田博英君)

そのほかございますか。

副議長。

〇15番 (原口康之君)

一部お願いみたいな形になると思うんですけれども、今、太田議員のほうからも出たんですけど、やはり地域の統一した意見を、長く令和12年、15年まで統一させていかなけれ

ばいけないと思うんですけれども、その辺、ワークショップをやった時期とは違う意見も どんどん変化する場合もあるので、よく地域の方の意見というのは、最後まで統一した意 見になるような進め方をしていただきたいなと思います。

以上です。

〇議長(村田博英君)

政策監。

〇政策監(大石 隆君)

地元の意見という部分については、市としても柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

〇議長 (村田博英君)

そのほか。

木村議員。

〇6番(木村正利君)

私のほうからは、10ページのところで民間事業者訪問の状況等ということで、30社の意見交換をされてきたという、こういう状況の中で、16社については魅力がなかったというご報告を受けました。また、併せて具体的アンケート結果のところの中では、今、具体的にというところが3社ということのご報告をいただきましたが、あえてそういう形の中で、具体的に12年と、あと15年ですか、そこに向けてのタイムスケジュールはかなりタイトなものだなと感じているんですが、これを機に行政連絡会でこの状況を説明していただくという中で、今、政策監が訪問されている30社というご報告なんですが、これを機に30社がいろんな知恵を絞って、これが100社なり、ここを起点にやっていけばいろんな状況の中で可能性、実際これから向かっていく方向的には、8校が廃校になるということの中で今、牧之原市も進んでいますので、ぜひこれを機に、またこの30社に、当然政策監としてはそこの民間事業者について詰めていかなければならないんですが、これを行政連絡会のほうで機にして、もっとこの30社、60社、90社と、いろんな角度の中でやるような方向性で持っていくようなお考えはございますでしょうか。

〇議長 (村田博英君)

政策監。

〇政策監(大石 隆君)

令和6年度、今現在も企業訪問というか、意見交換は重ねておるところでございます。 7年度におきましても、例えば、そこの事業者の紹介した企業だとか、あるいはほかの企業を含めて、多種多様な企業へ訪問、意見交換は重ねていきたいというふうに考えております。そういう中で、また新たなイメージ的なものも生まれてくるということも生じてくると思います。そうした中で、そういうものをもって、また地元とのお話合いというふうな形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

〇議長 (村田博英君)

木村議員。

〇6番(木村正利君)

今進めていられることは、とにかくそういう形の中で、私が言いたかったのは、ここを 機に民間、いろんな市内の業者さんを含めて、行政側でやっていることを、民間主導のこ とを踏まえておっしゃっていられるので、こういう情報をいろんな角度でそれはそれで進めていただいて、皆さんの民間的な意見を取り入れていく、その基として考えていくということでも、そういう理解でもよろしかったですか。

〇議長 (村田博英君)

政策監。

〇政策監(大石 隆君)

今のご質問ですと、民間主導で考えているというか、うちのほうは利活用をこういうようなイメージ、地域の意向に沿うような民間事業者が出てきたという場合は、例えば、その手法において民間を活用して、そういうような民間主導の考え方で進めていきたいというふうに考えております。よろしいでしょうか。

〇議長(村田博英君)

木村議員。

〇6番(木村正利君)

今言っているのは、とにかくここの諸条件というのは公表していただいたので、行政連絡会として市が進めている中で、こういった基準の中で皆さんの知恵を絞って、そういう形の中で、市の意向としてもやっていくことを、例えば、市内の大きい会社さんが、こういったところがありそうだねということがあれば、例えば、今30社に絞られていますが、これが今の時点であと5年後に向けての中で、こういったところがあるよというようなことの中で、ここの資料に基づいて行政連絡会を含めたときに、今これでありきじゃなくて、いろんなところに向けての意見も取り入れていきますかということを聞きたかったんですが。

〇議長 (村田博英君)

政策監。

〇政策監(大石 隆君)

30社に絞られているということではございません。あくまでも今年度30社ほど回ったということでございます。今後においてはそれが何社になるか分かりませんけれども、可能性のある部分について場を広げていくというような考えでございます。

〇議長 (村田博英君)

木村議員。

〇 6 番 (木村正利君)

今そのお答えを聞きたかったんです。ありがとうございます。

〇議長 (村田博英君)

そのほか。

植田議員。

〇10番(植田博巳君)

報告ありがとうございます。民間事業者とのすり合わせとか、そういう方向性は分かったんだけど、5ページにある、現時点で考え得るケースの中に、民間事業者と市ということではあるんだけれども、市のほうで利活用するという方向性というのはいつ頃出るんですか。要するに、今の話は全部民間事業者の話なんだけど、市としての考え方というか、市として利活用するには都市計画とか全体を見回した中で、今後、市として公共的にやっ

ていこうとか、公園つくろうとか、そういうレイアウトがあって、その中で民間事業者に も声をかけて、それ以外のところは民間事業者、また民間事業者に手助けしてもらうとい う話が出ると思うんですけれども、市としての方向性というのは、どういう考え方ですか。

〇議長(村田博英君)

政策監。

〇政策監(大石 隆君)

市で、例えば今の時点ですと、想定は幾つも、例えば市街地に広い土地があって、そこを公園として使っていくとか、子供の遊び場として使っていくという考え方もできますし、例えば、関連する施設と連携しながら利活用していくと。そういうような方向性をいつ出すかということでございますが、時点で考えますと、榛原地区、相良地区と年度が異なりますけれども、そこの全体的なバランスとして考えるのは、榛原地区が令和12年、相良地区が令和15年ですので、なるべく早く出していきたいとは思うんですけれども、今いつだということは回答はなかなかできませんけれども、全体的な流れとして、そういうものがこれで行こうかというような流れが出てきた時点のときには、市としてこれは使っていくとか、ここは民間だというようなものも当然考えていかなければならないというふうに思っております。

〇議長(村田博英君)

市長。

〇市長(杉本基久雄君)

少し補足をいたします。先ほどの15ページの利活用までのスケジュール(案)というのがございますけれども、この中で、榛原地区は令和7年度から令和10年度、相良地区については令和7年度から令和13年度の間に、民間事業者の意向把握、それから地元意見とのすり合わせがございますけれども、先ほど太田議員からもお話がございましたけれども、当然地元の意向ももう一度そこの中で確認しつつ、民間の意欲があるなしの判断、あるいはそういった話合いの中で、公共利用が望ましいといいますか、そういった判断をする地区もあろうかと思います。その判断をするのは、やはり令和7年度から、広く言いますと13年度、この中で今からの3年から5年、6年の中で方向性を出していくという中で最終的な活用方法を決めていくということになろうかと思いますので、何年という仕切りはしませんけれども、この期限の中で方向性を定めたいというふうに思っています。

〇議長 (村田博英君)

植田議員。

〇10番(植田博巳君)

跡地は今度八つですか、あるんだけど、あと将来の市のまちづくりがちゃんとあっての中で民間事業者に意見を聞いたり何かするのが必要かなと思うんですよ。だから、やっぱり将来のまちづくりを考えたときに、そこをどうするかという市としての方向性というのはある程度、ある程度じゃなくて、ちゃんと持った中で民間事業者にも声をかけたり、そういうのが必要かなと私は思っています。一応そんな具合でやっていただいたほうが、民間事業者の話の中でまちづくりがどんどん変わっていってしまうよというようなイメージもあるので、できれば市として将来このまちをどうするんだという基本的なところを持った中で協議していただきたいなと思っています。

〇議長(村田博英君)

政策監。

〇政策監(大石 隆君)

市として、今現在も市として取組をしているわけでございます。そういう中で、市としてここの地域はこうしていく、ここはこうしていくというような考え方を持って進めていくということをしていきたいというふうに思っております。

〇議長(村田博英君)

そのほかございますか。

中野議員。

〇13番(中野康子君)

はたちの集いのときですけれども、来賓の挨拶で、今まで行政連絡協議会の会長さんというのは、おめでとうございますと言うだけで、挨拶というのは特になかったんですよ。 今回、挨拶の内容ですけれども、父兄の皆さんから結構苦情が入っています。というのは、内容として、こういう挨拶というか話とスカートの丈は短いほうがいいと。中身が見えればもっといいという、そういう挨拶をしたんですよ。落ちを狙う形で、非常に、中に入れないご父兄が見ていた方たちが大変不快に思った。そして、牧之原からも行っていた方たちが非常に不愉快という言葉を言っていました。

今まで連絡協議会の会長さんがあれするときって、種茂議員が会長のときもそういうことはなかったし、谷口議員のお父様が会長のときも、おめでとうございますと言うだけで、そういうあれがなかったのに、何で今回はその挨拶になったのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

〇議長(村田博英君)

橋本教育長。

〇教育長(橋本 勝君)

はたちの集いの前は成人式だったんですけれども、来賓の方が壇上に上がられて挨拶もないというのも、なかなか失礼なのかなというのも一つはあります。コロナでかなり縮小して、かなりの部分を省いてきた経緯もあります。ここで感染の状況も、インフルははやっていましたけれども、コロナ前の状況に戻したいということで、壇上に上がられた来賓の方には一言ご挨拶を、その場でおめでとうございますと言ってもいいんですが、せっかくの機会ですので、祝辞を述べていただきたいというこちらの考えの意図の下にお願いしたところです。

ただ、祝辞の内容まではこちらでチェックができないものですから、そこは今回、中山地区長さんがそういったお話をされたということは聞いていて、いろんな思いがあられたんじゃないかなと思います。

基本的には、私たちのはたちの集い、限られた時間の中で粛々と整然とやりたいという思いの中では、せっかく来賓で招いた方は壇上に上られた方、来賓でも、議員の皆さんもそうなんですが、席のほうにいらっしゃる来賓の方もいらっしゃるのですが、上られた方については、一言いただきたいという思いで実施したところです。

〇議長(村田博英君)

中野議員。

〇13番(中野康子君)

あくまでもはたちの集いというのは、これから自分の生きるその青春をこれからどうやっていこうかとか、そういう思いがたくさんある中で、ああいう発言が、聞いていて皆さん本当にどう思ったかですよ、本当に。だから、来賓の皆様にお願いをするときには、あくまでもご祝辞としてというようなことを、きちんとやっぱり申し伝えることが必要じゃないかなというふうに思います。

〇議長 (村田博英君)

教育長。

〇教育長(橋本 勝君)

その場にふさわしい内容でというところは、やはりそういったお話をしていただくような形でお願いしたいと思います。はたちの集いも全て実行委員の皆さんで、二十歳の皆さんがつくり上げていくというスタイルを取っているものですから、そこら辺もまたその人たちからの声かけというのもやっぱり有効になるんじゃないかなと思っています。また来年に生かしていきたいと思います。ありがとうございました。

〇議長 (村田博英君)

そのほかございますか。

太田議員。

〇12番 (太田佳晴君)

今の件なんですけれども、去年の10月ぐらいに、福岡県の中間市の市長さんが、やはり来賓で招かれた挨拶の席上、スカートと挨拶の話をして、それで、そのときに市議会で辞職勧告決議案もしたんですよね。そのぐらいやはり今この時代にその話というのは、絶対に駄目だという、そういう中で彼がやった。それに上乗りをしたような話だったんです。今、中野議員が言われたように。それは非常に聞いていて、二十歳の皆さんに失礼でもあるし、大きな、そんなことあり得ないですけど、市長がそんな発言をすれば、全国ニュースですよ。でも問題は、区長さんというのは市長が委嘱しているんですよね。我々は市長をチェックする立場にある。だから、恐らく中間市の市議会はそれくらい重要な発言だということで、そこまで重い決断をした。

今回、市長が委嘱している区長さんに対して、私は厳重注意か何かしてもらいたいと思 うんです。それを今度、自治行政連絡会のときに本人からおわびするぐらいの、そのくら いの重大な発言だと思います、それは。それについてどうでしょうかね。

〇議長(村田博英君)

杉本市長。

〇市長(杉本基久雄君)

私は直接伺っていないものですから、今お答えのしようがないんですが、やはり地区長さんという立場は、いわゆる非常勤の特別職になるものですから、公務員の。その発言というのはやっぱり重たいと思います。ですので、発言内容を確認させていただいて、こういったご指摘もいただいていますので、その後の対応については、少し教育委員会を含めて協議をさせていただきたいと思います。

〇議長(村田博英君)

太田議員。

〇12番 (太田佳晴君)

最終的に議長がどう思うかですけれども、あくまでも私は議会としても、そういった意見があったということも、それは議員が市民からもそういう話を聞いたということを受けての話があったということも申し添えてもらっても、私はいいと思うんです。だからそのくらい強く、また当局のほうも判断をしてもらいたいなと思います。二十歳の皆さんにもやはり相当な失礼があったなという、そんなふうに思います。

〇議長 (村田博英君)

そのほか。

大石議員。

〇14番(大石和央君)

市長の最後の報告といいますか、最後のところでJRの説明会ということを少し触れられましたけれども、具体的にどのような内容でどの規模でされるのか、何かその辺りのところをもう少しお聞きしたいんですけれども。

〇議長(村田博英君)

杉本市長。

〇市長(杉本基久雄君)

JRからの流域市町に対します説明会の方法なんですが、例えば、大きいホールに大勢を集めて説明するということではなくて、JR側が、例えば、市の会議室を借りて、その中で1日滞在している中で、いろんな思いの方たちがいるので、そこで対話形式で行いたいというJRからの申出であります。

〇議長 (村田博英君)

大石議員。

〇14番(大石和央君)

そうすると、かなり参加される人が絞られてしまうということになりますね。いわゆるこれまでの報告ということであるならば、静岡市長が言われているように、つまりボーリングのことが一番の今の報告になるんじゃないかというふうに思うんですね。結局ボーリングをやっても思うような試料が、データが取れない状況、その取れないという状況もどこまでなのかということも詳細な説明がないということで、むしろまずは今回のボーリング調査について、静岡市長の言葉を借りれば、例えば、記者会見できちんとその辺りのところが詳細な説明をするということがまず必要ではないかというふうに今言われていたので、私もそう思うんですよ。ただ単にそれなしに説明会をしたところで、これは説明しましたというふうで終わってしまう。それは逆に了解を得たということで行ってしまう可能性が考えられるんですね。

町田市でまさにボーリングでの問題が出ましたよね。そうした中でも説明をしましたで終わってしまっているんですよ。そのようなことであってはならないということで、むしろ今計画されている説明会というのが意義があるのかどうかというところですけれども、いかがでしょうか。

〇議長 (村田博英君)

杉本市長。

〇市長(杉本基久雄君)

今、JRからの申出の説明会というのは、こういったところが分からない、こういったところが理解できないというようなところのご意見がある人に来てもらって、みたいなのがJRの考え方なんですが、私のほうから昨年の暮れに、県のほうから今後の進め方の中で、県からJRに対しての意見があるかというようなところに関して、私のほうからは意見を2点、3点かな、付させていただきましたけれども、実は県のほうから、今後の山梨県内からの高速長尺先進ボーリングの終了及び今後の計画、先進抗の掘削、今JRは高速長尺先進ボーリングはこれ以上進めないということで断念して、先進抗を県境まで伸ばして、それからまた先進ボーリングをやるんだというようなことなんですが、それに対して意見があるかというのが県から来ました。

私のほうからは、意見として、山梨県内からの高速長尺先進ボーリングにおけるケーシングが当初計画した距離に満たなかった要因を具体的かつ詳細に説明してほしいと。

なぜこういう言い方をしているかというと、私が感ずるのに、もともとの計画でいくと、ケーシングは500メートルぐらい入れていく予定だったんですね。その先、ケーシングなしで1,000メートル掘れるみたいな、というような当初の計画と、できるとJRは言っていたわけですが、既に今回の高速長尺先進ボーリングにおいては、ケーシングが予定の半分ぐらいまでしか入れられなかったんですね。それで、その後ケーシングなしで掘っていったんだけれども、県境を越えて10メートルのところで、いわゆる抗口が崩れてこれ以上進めないと。

なので、何を言いたいかというと、これってその前からそこに行けないというのは分か っていたんじゃないですかと。だから、いわゆるケーシングが入らなかったというときも しっかり説明をしなきゃいけないし、県境で止まったときも1か月ぐらい置いているんで すよね、報告が。なので、そういったやっぱり報告、説明が欠けているということを申し 上げたのと、それから、今後、高速長尺先進ボーリングとか先進抗であるとか本抗などの 工事と、28項目の対話と県との協定までの工程の見込みといいますか、時系列でJRとし ての考え方を示すべきだと。確かに一昨日、JR東海の丹羽社長が会見をやっていますけ れども、計画はないみたいな、スケジュールはないみたいなこと言っているのですが、僕 はそれもおかしいと思っているんですね。やっぱりJR東海として、こう進めていきたい。 そのためにはいついつ県に専門家会議を開いていただきたいとか、そういうスケジュール を示していかないと、県知事が今年の年初めの会見の中で、年内は厳しいだろうというこ とをおっしゃっていました。これはJRから何も出てきていない中で、県がいつまでに出 しますよなんてことは、これは言えない話であって、ですので、私は知事の発言というの はそのとおりだと思っていますので、そういったことで、私としても、先ほど大石議員が お話がございましたけれども、まずはJR東海がきちんとした形で、会見という形で詳細 な報告、説明をする。あるいは今後こうやってやっていくんだも含めてですね。というの をやった上で、その説明に対しての質疑なりを各会場で開くということにしていただくよ うな形で、今後も意見は申し上げていくつもりでいます。

〇議長(村田博英君)

大石議員。

〇14番(大石和央君)

これはこのままの状況でいきますと、やはりなし崩し的に、今、先進抗が掘られてきて

いるんですけれども、どんどん、どんどん県境に迫っていくと。一応県境300メートル手前で県と話し合うというようなことになっているわけなんですが、これもどうなのかと。まずは今の高速長尺先進ボーリングの結果というか、それをきちんとデータを示すことが必要だし、そもそも県境内10メートルまで掘ったというのは、とにかく掘ろうという、掘ってしまえばいいんだという、そこを推し進めたんだと。

今までは、要するにまず掘削したらケーシングを入れていくという作業をきちんとやってきたわけなんですよ。10メートル進む、その期間はかなり早いペースで掘り進んでしまった。もちろん言われたようにケーシングを入れなかった。そういうような状況なので、これはこのままいけば先進抗もどんどん掘り進めるという、こういう強いJR東海の姿勢も伺われるんですよ。ですから、それは県の専門家部会できちんとそのデータを出して、水質、水圧検査をして、透水係数を出すというようなところをしなさいというのが、まずは約束事である。これが約束事が守られなかったというのが現状であるので、今回、やはりただ単にJR東海が説明すればいいという問題ではないですよね。そこはきちんとやる必要があるだろうし、二度と約束事をほごにしないという姿勢を貫いてもらわなければ、安心してこのまま首長の皆さんにお任せすることはできない。むしろ市民が前面に立ってやったほうが、よっぽど将来のためになるんじゃないかというふうに私は思っています。よろしくお願いします。

〇議長(村田博英君)

杉本市長。

〇市長(杉本基久雄君)

私も同様に考えていまして、いわゆる山梨県内の先進抗、あるいはボーリングに関しても、もともと静岡由来の水が流れているかどうかというのは、調べられて分かると専門家もおっしゃっているわけですね。その見解も示さず、分析もしない。できなかったのかもしれませんけど。それから、有圧試験についてもできなかった。これについても、できないと分かった段階で報告をすればいいんですが、指摘されるまで報告しないんですよね。

ですから、私もJR東海の姿勢については非常に不満を持っていますし、信頼関係が崩れてきているというふうに、私自身も思っています。それぐらい重大なことだというふうに思っています。

こうしたことから、先ほど言ったように、ほかの市町はあまりこれに対して質問とか意 見を出していないようですが、私としてはこれ意見を出しています。

今後、JR東海の静岡の大脇所長さんでありますとか永長さんとも、個別に意見交換する場もありますので、私のほうから強く、ただいまの大石議員からのご指摘、あるいは私の考え方も含めて、少し強く申し上げさせていただいて、説明会をやるならば、当然そこの考え方をしっかり示して、報告もする中で、その後において質疑応答という機会を各地域で設けるというような形での開催ということを、私のほうからも申し上げたいと思っております。

〇議長(村田博英君)

そのほか。

[「なし」と言う者あり]

〇議長(村田博英君)

それでは、市長報告はこれで終わります。

ここで、今ちょうど10時ですので、10分まで暫時休憩といたします。

[午前 9時57分 休憩]

[午前 10時05分 再開]

〇議長(村田博英君)

それでは全員協議を再開いたします。

3 議長・関係議員・委員会報告 (1) 会議等の結果

〇議長 (村田博英君)

次に、議長・関係議員・委員会報告に移ります。

まず、私のほうから報告いたします。

12月21日、ラグビーリーグ開幕戦に出席いたしました。静岡ブルーレヴズと牧之原市はスポーツ協定を締結しております。表敬出席という形で出席をいたしました。

12月26日、消防団夜警巡視に一緒に回りました。

1月5日、消防団出初め式が行われました。参加された議員、ご苦労さまでした。

1月6日、牧之原市新春顔合わせ会が行われました。参加された議員の皆さん、ご苦労さまでした。

1月10日、県知事新年挨拶。私は体調不調のため、副議長にお願いをいたしました。後で報告をお願いします。

1月12日、はたちの集いが行われました。参加された議員の皆さん、ご苦労さまでした。 1月15日、県西部地区市議会議長会が藤枝で行われました。提出議案は2議案ございま して、一つは学びの多様性学校の支援拡充、もう一つは再審制度の改正の二つについて、 県市議会議長会に提出することを満場一致で決めました。

私からは以上です。

ほかの皆さんから報告をお願いします。

副議長。

〇15番(原口康之君)

12月25日、御前崎市牧之原市学校組合議会の12月定例会が行われました。議案第3号 「令和6年度御前崎市牧之原市学校組合一般会計補正予算(第1号)」と同意第3号「御前崎市牧之原市学校組合教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて」、以上2件が上程され、共に可決されております。

なお、教育委員には御前崎市側の馬渕香澄氏が任命されました。

先ほどの知事の新年の挨拶ですが、1月10日、議長のほうが欠席でしたので、市長、副市長と共に鈴木県知事、森・増井両副知事への新年の挨拶を行ってきました。

以上です。

〇議長(村田博英君)

ほかに。

植田議員。

〇10番(植田博巳君)

12月25日ですけれども、例月現金出納検査、一般会計、特別会計、水道会計、坂部財産区の出納検査を行いました。適正に処理されておりました。

また同日ですけれども、財政援助団体の定期監査ということで、シルバー人材センターの監査を実施いたしました。これについては、別途また報告いたします。 以上です。

〇議長 (村田博英君)

種茂議員。

〇8番(種茂和男君)

12月19日、御前崎市牧之原市学校組合で令和6年度御前崎市牧之原市学校組合一般会計、 令和6年6月から令和6年11月の出納状況並びに令和6年11月30日までの現在の現金預金 高の現在高保安状況の確認をしました。

検査結果、(1)検査調書及び関係諸帳簿等検査を行った結果、会計及び基金に属する 現金ともに適正に処理されており、預金も確実に金融機関に預金されている。

(2) 令和6年11月30日現在、令和6年度御前崎市牧之原市学校組合一般会計の予算執行状況は次のとおりである。①歳入は予算現額1億1,758万8,000円に対し、収入済額が1億2,987万4,324円で、収入率は110.44%である。②歳出は予算現額1億1,758万8,000円に対し、支出済額4,623万5,396円で、執行率は39.31%で、以上報告します。

〇議長(村田博英君)

そのほか。

大石議員。

〇14番(大石和央君)

12月24日、榛原総合病院組合例月現金出納検査がありました。書類等、適正に処理されていました。

その後、事業として、病院内のボイラー2基があるんですけれども、そのうちの1基の更新がありまして、更新された現場を確認したということと、それから昨年の停電に関して、最終的にはトランスが悪かったということで、その取り替えがあったということで、一応外観を見ながら最終的にトランスが交換されたという現場を確認をいたしました。

〇議長 (村田博英君)

そのほか。

以上です。

〔「なし」と言う者あり〕

3 議長・関係議員・委員会報告 (2) 議会運営委員会

〇議長 (村田博英君)

では、次、議会運営委員会。

加藤委員長。

〇5番(加藤 彰君)

議会運営委員会からです。

1月7日のアとしまして11月定例会の振り返りということであります。一般質問に関することで3点ほどございます。まず、添付資料を引用して使う場合でありますけれども、

転用に際して許可を必要とするもの、その場合ですけれども、その手続に間違いがないようにお願いをしたいと思います。次に2点目としては、通告書の要旨と質問内容が一致していること。それにつきましては、よく確認した上で提出をしていただきたいというふうに思います。次に3点目、当局答弁に対しては、繰り返して同じ質問を行っていた。そのやり取りが少し威圧的だったと思えるとの意見がございました。

あとは、補正予算連合審査会の関係になりますが、威圧感を与えてしまう態度、それは それぞれお考えいただくことでありますけれども、厳に慎んでいただきたいというふうに 思います。

次にイ、議会運営委員会視察研修についてであります。視察日は来週になりますが、 20日、月曜日が高山市、21日、火曜日が可児市を予定しております。内容は、高山市は高 校生との意見交換、予算決算特別委員会、市民意見交換会、議会報告会。可児市ではキャ リア教育支援、議会報告会についてであります。

次にウ、相良高校における議会報告会についてであります。資料1のほうをご覧いただ きたいと思います。

今ちょっと静かですので、資料1のほうをご覧いただきたいと思います。

相良高校における議会報告会の関係になりますけれども、1の開催日程等。日時でありますけれども、1月24日、金曜日15時50分から16時50分までになります。会場は相良高校となります。

次に、2の検討事項。赤書きのところになりますけれども、議会側の対応としては、全議員で対応していただきたいというふうに思います。高校側からの意見としては、生徒の参加人数に合わせて議会側の対応は少し検討していただけませんかということではございましたけれども、全議員でやり方を工夫する中で進めさせていただきたいというふうに思います。

次に、(2)の意見交換のテーマについては、同じく赤書きのところにあります。具体的な質問事項は、議会(議員)にどのようなイメージを持っているかというふうにしたいというふうに思います。

次に、(3)形式については、ワークショップ形式とします。1グループ6人で、議員の割り振りは資料のとおりでお願いをしたいと思います。

次に、(4)物品等の準備物については、次のページ、3ページのほうに移っていただきまして、議運での決定事項という欄の赤ポツの三つ目。議会だより最新号を事前に参加生徒に配付していただくことをお願いしてあります。

次に、(5)担当の割り振りは資料のとおりであります。この全協が終わりましたら、 当日の進行については少し説明をさせていただきたいと思いますので、15分程度かと思い ますけれども、改めてお時間をいただくことをお願いいたします。

次に、エの令和7年度議会報告会についてでございます。こちらは資料2になります。

資料の2-1のほうになりますけれども、まず1の開催時期のところに、牧之原市議会報告会開催要項(抜粋)というものがつけてございます。ここについては確認のことになりますけれども、第2条において、報告会の開催は年1回以上とし、開催時期はおおむね当初予算成立後、または決算認定後3か月以内とするというようなことで定められております。

下に①としては、当初予算成立後3か月以内として6月末まで、②が決算認定後3か月 以内12月末までということでございます。

その下に、過去の改選年における実施状況がつけてございます。※のところをご覧いただきたいと思いますけれども、過去は改選年に関係なく予算に関する報告会として5月に開催していることが多いということだったようです。令和4年度の議会報告会を検討する際に、改選により大きく議会構成が変わったこと等を理由に、10月・11月開催となり、最近はそれが定着しているというような経緯がございます。

もう一つの※のところで、秋開催とすると、選挙期間との重複(10月)や新たな議会構成の決定(11月)など、日程的に難しい要素が多いということで、議運としては5月開催として進めていきたいというふうに決めさせていただきました。

次に、開催回数等ということで、2ページのほうに移っていただきまして、いろいろ反省会もやらせていただいた中でのことも踏まえまして、議運としましては、4会場での開催としたいというふうにしました。もう一つ、班体制での開催も今後検討したいというふうに思います。

(2) は開催場所として、近年の開催場所は以下のとおりということで、参考までに載せてございます。

2月5日に議運が今度行われますけれども、それまでに正副委員長のほうで少し具体的な場所等の考え方は整理した上で、議運のほうに提示をさせていただきたいと、そのような段取りで考えております。

詳細につきましては、これから詰めていくことになりますので、よろしくお願いをいた します。

次に、オの例規の改正についてでございますけれども、こちらにつきましては、協議事項の(1)のほうで行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

議運からの報告は以上でございます。

3 議長・関係議員・委員会報告 (3) 総務建設委員会

〇議長 (村田博英君)

総務建設委員会。

濵﨑委員長。

〇9番(濵崎一輝君)

委員会としては、1月14日に開催をいたしました。最初に議会報告会の市民との意見交換会と、市民会議の意見を取りまとめた資料の説明を行いました。

次に、今後の市民会議についてということで、次は不動産業者と予定をしておりますけれども、4月の中旬から下旬ということで、現在の状況についての報告を行いました。

次に視察研修についてということで、今後の大まかなスケジュールの確認を行いました。 以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 (4) 文教厚生委員会

〇議長 (村田博英君)

次に、文教厚生委員会、谷口委員長。

〇2番(谷口恵世君)

同じく、1月14日に文教厚生委員会を行いました。内容としましては、市民会議について勉強会についてということで、1月22日から2月にかけて、榛原中学校と相良中学校の中学校生徒会や委員長との市民会議を行います。

それから2月に入りまして、PTA会長と、あと校長会で校長先生の方々と市民会議を行う予定となっております。

それから勉強会については、1月29日に今の不登校の課題等に関しての勉強会を行う予定となっております。

その他としまして、文教厚生委員会でも視察研修についてのスケジュールを少し確認を いたしました。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 (5) 議会広報特別委員会

〇議長 (村田博英君)

議会広報特別委員会、種茂委員長。

〇8番(種茂和男君)

議会広報特別委員会は、12月20日、本会議終了後、第2回広報特別委員会で、議会だより第77号のページ構成の最終決定をしました。

1月8日、第3回議会広報特別委員会で、ワード原稿の編集をしました。また、リニューアルの内容として、議員の顔を見える化し、議員に親しみを持ってもらうため、今月から議員の顔写真を特記事項に掲載する。切り抜きできる写真は切り抜きにすることとしました。

議員全員で取り組んだ内容のページには全員の議員の写真を入れる。また、委員会ごと の活動ページにも、その委員会の顔写真を入れる。一誌に二度は載せない。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 (6) 議会改革特別委員会

〇議長 (村田博英君)

議会改革特別委員会、原口委員長。

〇15番(原口康之君)

議会改革特別委員会です。全員協議会と報告会のレクチャーの後、中間報告という形で皆さんに少し報告する時間をいただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。 以上です。

4 協議事項 (1) 例規の改正について

〇議長 (村田博英君)

それでは4番、協議事項に移ります。

例規の改正について、事務局より説明をお願いします。

次長。

〇事務局次長 (浅井大典君)

資料3-1をお願いします。

条例と条例施行規程の改正についてということであります。

まず一つ目として、条例のほうになるんですけれども、議会の個人情報の保護に関する条例についてということになります。(1)の改正理由といたしましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、その中で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下番号利用法と言いますけれども、改正されました。この同法第2条に新たに第8項というものが新設されましたことによりまして、今、市議会のほうにあります条例において、その法律を引用している項番号にずれが生じます。また、そのずれの生じたものの直し、また、これにつきましては、全国市議会議長会から、今回の改正につきましての改正箇所の案が示されたということでありますので、そういった案の示された部分の改正も含めまして、規定の整備を行うためであります。

(2)の主な改正内容でありますけれども、今申しましたとおり、アの番号利用法の改正に伴う項番号のずれの解消。略称規定ですね、よく長い名称のときに以下何々というとかという表現があるんですけれども、略称規定の範囲部分の改正。範囲が限定できるものは、その範囲を明確に規定すると。また、「この章において」という表現を使っておるものがあるんですけどでも、この章においてということ自体が例外的な場合に使用するものであることから、不要な部分についての削除をすると。また、最後に文言の修正と、主にはこの3点の改正の内容となります。

引き続きまして、資料の具体的には3-2をご覧ください。

こちらが条例の新旧対照表になります。左が現行、右が改正案、青書きと赤書きがそれ ぞれ改正する部分となります。

まずは、第2条第4項のところで、「第20条において」ということになっているんですけれども、20条しか使っていないため、これを限定するということでするものであります。その下の10項の部分の「第12条第5項において」、これも同じくここの部分を限定するということで改正をしております。

また、その下の「第2条第9項」というものが、先ほど言いました番号がずれが生じて おりますので、それを合わせるというふうになっております。

1ページめくっていただきまして、左上の現行が「及び第29条」というところがあるんですけれども、これは不要となるため削除ということです。

続きまして、右側の改正案の第38条第1項第1号の右下のところになるんですけれども、番号利用法「第2条第10項」、これも番号のずれの修正です。

その下の第17条、「第3項において」と改正案がありますけれども、これも限定するということで、表現を第3項においてというふうに書いてあります。

1ページめくっていただきまして、(1)になりますけれども、中段、給与の横に「若しくは報酬若しくは福利厚生」、「又は」関する事項、又はとありますが、これは法律のほうの表現に統一するということで、こちらのほうに修正をしてあります。

その下の現行の第18条ですけれども、「議会の保有する」ということになっているんですけれども、既に定義に含まれているため、これを削るということになります。

また、その以下「この章において」、「この章及び第48条において」からめくっていただいて、ずっとこの章においてとか、同じ表現が続いておるんですけれども、不要のため削除ということになっております。

一番最後のページまで飛んでいただきまして、最後のページの改正案というところの第47条、適用除外の第47条、「前章」というところがあるんですけれども、前の章という場合には、第4章ではなくて前章という法令の使い方に合わせた改正となっております。

また、最後の第48条「に資する情報の提供」というところの改正部分ですけれども、これは、議長が開示請求者に対して措置を講じるための規定となっておりますけれども、このままですと、議長が保有個人情報を特定するという形になっておりますが、あくまでも議長は、個人情報の特定に資する情報を提供した上で、その方が具体的な情報を特定するという形がよいという指摘がありましたので、このように修正をするものであります。

資料、すみません、3-1にお戻りいただきまして、(3)の施行日についてですけれども、これは令和7年の4月1日、これにつきましては、番号利用法の施行日と同日とするというふうに今考えております。

2に行きます。こちらは議会の個人情報の保護に関する条例施行規程についてということで、規程のほうになります。

こちらの(1)の改正理由でありますけれども、健康保険証や運転免許証のマイナンバーカードとの一体化に伴います関係法令及び施行規則の一部改正に対応するとともに、所要の規定の整備を行うためであります。

こちらの(2)の主な改正内容ですけれども、アといたしまして、個人情報の保護に関する法律施行規則の一部改正に対応すると。また、イといたしまして、健康保険証と個人番号カードの一体化に伴います関係法令の一部改正により、改正後の各法令と当該規定における表記の統一。ウといたしまして、運転免許証と個人番号カードの一体化に伴う関係法令の一部改正により、改正後の各法令と当該規定における表現の統一というところが主な改正内容となっております。

資料3-3をご覧ください。こちらも条例と同じように、左側が現行、右側が改正案、変えるところが現行が青書き、改正案が赤書きとなっております。

まず右側の改正案の第3条、各号の「加入者等記号・番号等」とありますけれども、これは個人情報法施行令の施行規則改正によりまして表現が統一されたことによるものに合わせた改正となります。

1ページめくっていただきまして、第4条の(1)のエの「主務大臣」というところが 改正になっているんですけれども、これも施行規則の改正が主務大臣というふうになって おるものですから、その改正に合わせるものであります。

その下の第5条の(3)につきましても、「議会に対する行為による保有個人情報」、 以下記載がありますけれども、これも規定に合わせて改正するものであります。

次のページに行きまして、改正案の第 2 項のところですけれども、「次に掲げる」も法の規定に合わせると。

その下の(2)の「保有個人情報(前項第3号に定める事態については)」の記載がありますけれども、これも法の規定に合わせた改正となります。

第8条の8項、右側の改正案ですけれども、給与の横に「若しくは報酬若しくは福利厚

生」とありますけれども、これにつきましても条例と同じ法律の表現に統一するものであります。その下の「又は」もそうです。

次のページの(2)も同様であります。

また、最後に現行の第10条のところの青書きの「健康保険の被保険者証」というところにありますけれども、これは削る改正になるんですけれども、これにつきましては、健康保険証が廃止されたことに伴いまして、本人確認の書類の中から健康保険証を削除すると。また、健康保険証につきましては、令和6年12月2日から廃止というふうになっておりますけれども、1年間の経過措置があり、その間の健康保険証につきましては、今度右側の改正案のところになるんですけれども、一番下に「その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの」という記載が改正案であるんですけれども、これに当てはめて、本人確認書類として使えることとみなしてよいというふうになっております。

また同時に、資格者証というものが今発行されておりますけれども、その資格者証につきましても、ここの部分で、その他で読み込めるというふうになっております。

また、次のページから様式が示されているんですけれども、これにつきましては基本的には現行の様式から健康保険証を削るという改正になっております。

すみません、3-1にまたお戻りください。(3)の施行日ですけれどもまず、公布の日としておるんですけれども、2の以外の改正規定につきましては、健康保険証に関する規定の改正は1年間の猶予期間というものが法律で設けてあるものですから、保険証が廃止となった12月2日としなくても支障はないよということで確認をしております。また、②の令和7年3月24日というふうに施行日があるんですけれども、これは運転免許証と個人番号カードの一体化に伴う改正部分第3条第10号、これは改正道路交通法の施行期日と同一とするというふうにしております。

3のその他といたしまして、当初、冒頭申し上げましたとおり、今回の条例及び条例施行規則の改正につきましては、全国市議会議長会から改正の案が示されたということもありまして、その当該内容に沿って改正の案を作成しているということでございます。

また、参考までにもともとある条例、条例施行規程とともに、もともとの制定の際にも 全国市議会議長会の案に沿って制定した経緯がございます。

説明は以上です。

〇議長(村田博英君)

スケジュールについて説明してください。 次長。

〇事務局次長 (浅井大典君)

スケジュールの説明になります。本日今、この改正の内容を説明させていただきました。これで皆様のほうで了承していただければ、市の内部の機関であります法令審査委員会のほうに案件として上げまして、改正文等の協議を進めさせていただければと考えております。また、予定では、条例につきましては、法令審査委員会での審査、協議を踏まえた上で、改正文について、3月21日金曜日に予定されている全員協議会のほうで最終確認をさせていただければと考えておりまして、そこで特段問題がないよというふうなご意見でありましたら、2月定例会の最終日に発議として提出させていただければというふうに考え

ております。

以上です。

〇議長 (村田博英君)

例規改正につきまして、何かご意見はございますか。

[「なし」と言う者あり]

〇議長 (村田博英君)

いいですね。ということで、スケジュールに沿って行います。 係長。

〇事務局書記 (本杉周平君)

すみません、補足ですが、今条例と規程のご説明をさせていただきました。条例につきましては今、次長のほうから説明があったとおり、どうしても議決がほしいものですから、2月定例会にということで考えておりますが、規程につきましては、特に定例会に出して議決をということではないものですから、まずこの場で了承いただいたということであれば、今後すぐ改正作業を進めていただきまして、法令審査委員会の審査を経ましたら、すぐに交付といいますか、そういった手続にさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〇議長 (村田博英君)

よろしいですね。

大石議員。

〇14番(大石和央君)

条例がまず先にあるわけで、そうですよね。施行規程をここで了承するというのは、手 続的におかしいんじゃないですか。

〇議長 (村田博英君)

係長。

〇事務局書記 (本杉周平君)

今回、改正の内容が特に理由といいますか、それが異なっているものですから、その辺は問題ないのかなというふうには思っていますけれども。

〇議長 (村田博英君)

大石議員。

〇14番(大石和央君)

これに関しては勉強していないものですから、どうのこうの言えないんだけど、もう少しやはり検討したい、個人的には。と思います。

〇議長 (村田博英君)

係長。

〇事務局書記 (本杉周平君)

では、同様に3月24日に施行できればなというふうに規程のほうは少なくとも思っていますので、これにつきましても、では法令審査委員会等のものを経ました後、再度、全員協議会のほうでまた出させていただくということでよろしいでしょうか。

〇議長 (村田博英君)

大石議員、よろしいですか。

では、そういう進行でお願いいたします。

協議事項は以上ですね。

5 その他 (1) 行政視察の受入について

〇議長(村田博英君)

その他で、行政視察の受入について、事務局よりお願いします。 次長。

〇事務局次長 (浅井大典君)

その他といたしまして、行政視察の受け入れを予定しております。岩手県の大船渡市議会の産業建設常任委員会を予定しております。

日時といたしましては、来週1月23日の木曜日、9時からを予定しております。

視察の項目につきましては、地頭方漁港における海業推進の取組ということで依頼を受けております。これに基づきまして、所管しております農林水産課と海業の実施主体であります南駿河湾漁協のほうには話をしておりますので、農林水産課と南駿河湾漁協、また、当事務局において受け入れをいたしますので、ご報告いたします。

説明は以上です。

〇議長 (村田博英君)

そのほか、その他でありますか。

太田議員。

〇12番(太田佳晴君)

先ほど、議会運営委員長の報告の中で、議会運営委員会の視察研修が今月あるということで報告がありました。それで、今回、事務局のほうの随行はどのようになっているんですか。どなたが行かれるんですか。

〇議長 (村田博英君)

委員長。

〇5番(加藤 彰君)

視察研修のしおりをご覧いただければと思いますけれども、視察研修のところですね。 議運の中の。私も今見ますけれども、その中の参加者というところをご覧いただければと 思います。事務局としては、次長、係長ということでお願いをしたいというふうになって おります。

以上です。

〇議長(村田博英君)

太田議員。

〇12番 (太田佳晴君)

1月7日に開かれた議運の資料を見させていただいたら、そのときには局長と次長が対応ということになっています。それで、本来ですと、議会運営委員会の視察は当然、局長と担当である次長ということになりますけれども、今回、資料にはこのようになっていますけど、どのような理由で今、次長と係長が行かれるということですけど、なったのか、その経過と理由を説明願います。

〇議長(村田博英君)

委員長。

〇5番(加藤 彰君)

まず、今言われたとおり、7日の議運の中では、局長と議長ということで出されました。これは私のほうからの意見として、直接担当されている、具体的には係長になりますけれども、今回行く行き先のテーマが、議会報告会、さらには高校生との意見交換とか、そういったものがメインでありますので、それを直接担当している担当者を加えられないかという意見は言いました。ただ、予算的にどうなるかということもございますので、それについては具体的には、議会改革特別委員会のほうの予算、それについてはまだ方向性が出ていませんでしたので、副議長とも相談をして、もし予算が可能であれば検討することはできますかという投げかけをさせていただきました。それが議運の中でのやり取りです。内部で検討していただいた中で、3人は難しいというようなご判断だったというふうに解釈していますけれども、結果として、このお二人ということで参加をしていただけるというふうになっております。

〇議長 (村田博英君)

太田議員。

〇12番(太田佳晴君)

とすると、議運の委員長がそういうことを出して、今回の視察はこういう目的だからということで、それで最終的には事務局のほうで判断したという、そういうことですか。

〇5番(加藤 彰君)

私のほうで、こうしろああしろということは言っていませんので、最終的には今回の視察研修がより充実したものになるようにという判断で決定していただいているというふうに判断しています、私は。

〇議長 (村田博英君)

太田議員。

〇12番(太田佳晴君)

局長はどのような判断でそのようにしたんですか。

〇議長 (村田博英君)

局長。

〇事務局長(前田明人君)

議会運営委員会の中で、委員長のほうから係長を同行させたいというような申し入れがあったということです。それで、その場でも話をさせていただいたんですけれども、これまで議会運営委員会の視察については2名で出ているよというような話でしたけれども、これまで2名という形でやっているものですから、予算があるからといって3名にするというのも、少し今後の問題になるのではないかということで、それで係長を同行させたいということであるならば、次長につきましては、相手方と調整していまして、やり取りを直接しているものですので、その中で自分がやめて係長を行かせるという方法があるということで、一度提案させていただいて、その場で決を取ったわけではありませんけれども、最終的に会議が終わった後、正副議長、それから委員長のほうに、このような形でいかがですかというような話をさせていただいて、いいでしょうというような話だったので、そのよ

うな形とさせてもらっております。

以上です。

〇議長 (村田博英君)

大田議員。

〇12番(太田佳晴君)

議運の委員長からは、ああせい、こうせいという指示じゃなくて、考えだということなんですけれども、やはり長の重みは大きいんです。議長は当然は最高権限を持っていますけれども、各委員長、また議運の委員長は、議会運営を束ねる委員長としての、ただの発言じゃないんです。それを受けて、局長は本来の形を変えて、このような形にしたという、今そういう報告です。分かりました。私のほうからは以上です。

〇議長 (村田博英君)

中野議員。

〇13番(中野康子君)

議会運営委員会というのは、議会を代表しているものです。それで、そういった自覚を 持っていただきたいというのと、随行というのは、今まで局長と次長が行くのが通例です。 それで、前例を犯したらという話が今局長からあったにもかかわらず、係長が行く。係長 ごときがそちらのほうに行くというのは、大変失礼な話です。相手方にとりましても。

だから、これはやっぱり牧之原市議会の代表として行くという自覚を持っていただけるなら、やはり局長、次長が行くべきです。相手先のことを考えたら大変失礼ということを、私は思います。どのように見られるかという。そして、係長も、やはりその辺を固辞をちゃんとするべきときはする、そういった形でやっていただきたいというふうに思います。

〇議長(村田博英君)

中野議員、係長ごときというのは、まずいですよ。

〇13番 (中野康子君)

すみません、ごめんなさい、係長で。

〇議長(村田博英君)

木村議員。

〇6番(木村正利君)

申し訳ないんですが、やはり今聞いていて、係長ごときという、前議長経験者含めて、そういった、先ほどもいろんな中で私も失言はありますが、そういうことの発言の仕方で 威圧的と私は取られるんですが、それは問題発言だと思いますが、議長、いかがでしょうか。

〇議長(村田博英君)

だから注意したので。

〇13番(中野康子君)

申し訳ございません。

〇議長(村田博英君)

今回、議運でもさっきのことに関しては出ましたので、ただ、異例なのでどうかなというところはあったんですが、議運の決定事項を尊重したいなと私は思いますので。 よろしいですか。 大石議員。

〇14番(大石和央君)

今それぞれの意見を聞きましたけれども、私は知らなかったんですけれども、やはりこれまでの職員の随行ということは問題になっていなかったわけなんですけど、それはやはり担当されている3名のうち2名随行するということで来たことは、局長が言われたとおりなんですけれども、その中で別に誰がというようなことはこれまではなかったんですが、やはり慣例として、局長、それから次長という形でやってきたということです。局長が体調不良とか、どうしても何か随行できないという理由があるならば、これはやむを得ませんというふうに私も思いますけれども、いたって今回は局長を外すという理由にはならないのではないかというふうに私は思うんですね。

こういう形で変わってしまうというふうになると、やはり後々問題になるんじゃないかなと、私は長い経験の中で感じるんですけれども、いかがでしょうか。

〇議長(村田博英君)

太田議員。

〇12番 (太田佳晴君)

少し補足になりますけれども、あくまでも議会運営委員会の視察は、常任委員会の視察 とは違うんです。議会を代表して行く視察、議会運営の中心ですから。それに議会運営委 員会のメンバーだけじゃなくて、議会の中からは議長が、議長は行かれるんですよね、当 然。議長が行くんです。議会を代表して。

当然、議会事務局を代表して局長と、担当である、担当は次長なんですよ。議会運営委員会の担当は。それで、係長が副ということで、そういうことですけれども、だから次長が行ってくれれば、当然いいんです。それと局長とというのは、議会運営委員会の視察というと、先方もやはりそれなりの対応をするんです、当然。局長が出て、議会運営の視察を受け入れるという。そういうことになるものですから、当然それでは局長が行かないということになれば、向こうがどんな対応になるか分からないですけれども。だから、そこを重く考えていただきたいなと思います。それは今、大石議員が言われたことと同じことにつながりますけれども、そのくらい重く思って、今後のことを考えて、ただ1回の視察じゃなくてということで、ぜひともお願いしたいなと、そんなふうに思います。

〇議長(村田博英君)

石山議員。

〇1番(石山和生君)

これって3日後とかの話ですよね。今からそんな変えるということが、今お話しされているのは、3日後のものを変えたほうがいいという話なのか、今後の考えるときに考えたほうがいいか。3日後の話を変えるって結構難しいんじゃないかと思うんですけど。これは今何のために話しているかをお聞きしたいです。

〇議長 (村田博英君)

太田議員。

〇12番(太田佳晴君)

私として出させてもらったのは、今、石山議員が言われた、まさに両方です。それと、 今回の議論の中でこういう決定がなされてこのままいくという、そこに至ったというのは、 今の議運のメンバーの皆さんがそのことを認識していないということなんです。それを私は、少なくとも今後、議会運営を長くやってもらっている皆さんに、そういうことがあるよということを認識してもらいたいんです。だから今回、変えられるか、変えられないかという問題よりも、どうあるべきかということを皆さんとこうして議論をしたいなと、そういうことです。

〇議長 (村田博英君)

石山議員。

〇1番(石山和生君)

私も次回以降の話を議論するのは大いに賛成なんですけど、3日後のものを変えるというのは、私は議運じゃなくて、もともと1、2年前から議運の外ですが、議運が決めたことというのは基本的には尊重するというふうに、僕は教わってきた。今の議運の前からもそうですけど、そこで話したことは、議運に意見することはもちろんできる。それは今後の話ということで、今後の話だったら僕も意見は大いにすべきだと思うんですけど、3日後のものを変える、変えないはちょっと厳しいんじゃないかなというのが現実的に思うわけなんですけど、これはどこまで。

〇議長(村田博英君)

大石議員。

〇14番(大石和央君)

変えることに不都合があるんでしょうか。

〇議長(村田博英君)

加藤委員長。

〇5番(加藤 彰君)

不都合がどうこうと言われてもちょっとあれですけれども、私的にはどなたが行っていただいても問題はないです。そもそもは。ただ、今回の場合、それの認識が甘かったということですけれども、直接帰ってきて相良高校へ行く、今後においても、次年度以降も高校とのやり取りは続けていく。議会報告会のやり方については大きな課題がある。そういったことも言われている中で、直接担当している係長に、2人にしろとか言っている話ではなかったです。結果的にはそうなりましたけれども。3人可能であればどうですかという検討をしてほしいという話をしました。

今不都合がどうかというのは、ちょっと申し訳ないですけれども、決めてきたことについて、ここでやめろということは、私にはちょっと言えないです。申し訳ないですけれども。

〇議長 (村田博英君)

大石議員。

〇14番(大石和央君)

石山議員が言われたように、議運の決定を尊重しろというのはそのとおりではありますけれども、そもそも今までの慣例を変えるということが、少しどうなのかということなんですよ。そういうことが議運で決定すれば、これまでの慣例を崩してもいいというようなことが今後も起こり得るという状況でいいのかということで、私が言いたいのは、相手先に随行員として、当初は多分、局長と次長という形で出されていると思うので、それはそ

のままでいけるので、別に支障はないんじゃないかというふうに思いますし、そのほうが また自然じゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうね。

〇議長 (村田博英君)

木村議員。

〇6番(木村正利君)

今、先ほど議長からも、この決定でいくというご判断いただいている中で、後でという 話の中で、私も議運のメンバーではございませんが、石山議員が言うように、やっぱり議 運のメンバー及びまた議長が決定したことについて、これで進めていただいて、それから 今後の話はまた次回にしていただきたいなと、私は思います。

〇議長 (村田博英君)

石山議員。

〇1番(石山和生君)

3日後と言いましたけど、今思ったら土日もあるので、特に今ここでまた話し直して決定するというのがスケジュール的にどうなのというだけで、私としては、本来だったら3人で予算、どうにかこれを実現するためには、さっきおっしゃったように、担当の方が行ったほうが、やりたいことが実現できて牧之原市にとってよくなるのであれば、それはやるべきだとは思いますけど、次の日のことは基本的にはやっぱり議運の方々を我々は選出しているわけで、その方々が決めたことというのは一定尊重すると、僕はそれで最初の2年間もそれはそのとおりだなと思っていたので、なので、今から変えるというのは、別に難しくないですか、単純に。これどういう話で決めるのかは、もちろんそこは議長なんですけど、どういうふうにするのか決めてもらいたいです。

〇議長(村田博英君)

太田議員。

〇12番(太田佳晴君)

先ほど議運の委員長が非常に気になることを発言したんですけど、そもそも私は誰でもよかったんですと、こう言ったんです。そもそもと言ったんです。そもそも、そういう考えならば、そんな軽く委員長が言っては駄目なんです。事務局はそれに対して反応しなければならないんですよ。こういうことになると、委員長は、私はそんな強く言っていないとか、そもそもとさっき言葉が入ったんですけれども、事務局はもっともっと重く捉えるんです、それは。だからしっかりしてもらいたいと言っているんです。どうやるべきかということを考えて。

〇議長(村田博英君)

委員長。

〇5番(加藤 彰君)

誰が行ってもという意味は、これは誤解があったようですので、ちゃんと言わせていただきますけれども、どなたが行っても大丈夫ということですよ、基本的に。ただ、予算を取る上で、決め方として、このときは局長で予算を取る、これは係長で予算を取る。それはどうしてもそういうしっかりとした考えの下にやっていくということはあります。

ただ、私がそのときの部分で言ったのは、予算的に余裕があるのであれば、加えて行っていただくことはどうですかという投げかけをさせてもらったということです。

だから、2人にしろとか何かこの人じゃなくては駄目だとかということを言っているわけではないということです。ただ、どなたが行っていただいても、今後において議会運営していく、またはいろんな各種取組をしていく上で、落ちていくようなことはないと思います、基本的に。

ただ、そうはいっても、せっかく学んでくるものを生かしていきたいという思いがあったものですから、議会運営委員会として、その視察の内容をなるべく次につなげていきたいという意味で、投げかけをさせていただいたということです。

ただ、結果として検討していただいた中で、このような中で決まってきてきました。しかしそれが、これはおかしいんだということでありましても、経過としては、そうとしか言えません、私は。

〇議長(村田博英君)

太田議員。

〇12番(太田佳晴君)

そんなことを言っているんじゃないんです。事務局のどなたが行っても務まる。当たり前じゃないですか、それは。当たり前です。それは立場があるんです。議会には議長という職責がある。副議長がある。そして常任委員会の両委員長がいる。だからそういうところに行くメンバーというのは、基本的なものがあるんです。だから、今言っているのは、議会運営委員会の視察については、当然局長と、議運の担当である、今回の場合は次長が行ってもらえれば、それでいいんです。だから、それは事務局の立場なんですよ。それを守ってあげなかったら仕事ができないんですよ、それは。そういったことで、この議運のもとの資料ですけど、7日の。ここにはちゃんと事務局の連絡先ということで、局長と次長が出席ということで載っていますから、何でこれに沿って考えてあげられないんですか。

〇議長(村田博英君)

委員長。

〇5番(加藤 彰君)

まずは、今おっしゃられることは別に否定しません。そうだと思います。しかし、そのときの論点はそうではなかったということです。そのときにそういう話をしていなかったということなんです。ですので、今のようなことになっているということは大変私としては申し訳ないと思っていますけれども、基本的にそのときの論点ではなかったんです、それが。

〇12番(太田佳晴君)

でも論点は私はいなかったから分からないですけれども、議運のメンバーの皆さんから も、恐らくそういった意見は出なかったと思うんです。結果がこうなっていますから。 だから結果が全てなんですよ。そうじゃないですか。

〇議長(村田博英君)

今回の皆さんのご意見を聞いていると、やはりわだかまりが少し見えてきているんですがね。ただ、議運で1月7日に開かれたことが、何でまだ決まっていないというか、投げかけた状態なのに、何でそういうことになるのかね。どこでどういうふうな話が行っているのか。大石議員じゃないけど、初めて聞いたということですよね。

その辺が、そもそもどうも一枚岩には程遠いなという感じですね。

大いなる反省点は、委員長が言ったように、あるかも分からないですけど、それを踏まえて、今後、明日のことを今さらやるのもいかがなものかなと思うし、私としては、議運の決めたことに関して、皆さんのご意見があったということをしっかり受け止めた上で、 実施していこうというふうに思っていますが。

太田議員。

〇12番(太田佳晴君)

議長が何でというのは、恐らくその話を何で我々が知っているか、漏れたかということを疑問に思っているということだと思うんですけれども、考えてください。議会運営委員会だって傍聴自由ですよ。公開ですよ。だから、どういったことが話し合われても、秘密会じゃないんですから、それはしようがないんです。

でも、今私は議運の委員長とやり取りがありましたけれども、最終的には議長なんです。 議長が今回の判断でよかったと思っているかどうか、そこを最後に議長に聞かせください。

〇議長(村田博英君)

だから、議運で決めたことは尊重しますということです。

〇12番(太田佳晴君)

それでよかったんですか。

〇議長(村田博英君)

そうですね。

〇12番 (太田佳晴君)

いいんですか。議長もそう思っているんですか。

〇議長(村田博英君)

そういう流れですよね。

委員会制を続けている以上。

〇12番 (太田佳晴君)

ちょっと発言させて。

〇議長(村田博英君)

駄目ですよ。

〇12番(太田佳晴君)

今回の議運の視察については、局長じゃなくて次長と係長が行くということで、それでいいんですね。今回もいいし、これからも議運の視察はそういったことでいいということで。

〇議長(村田博英君)

そんなこと言っていないじゃないですか。

〇12番(太田佳晴君)

そんなことじゃなくて、そのことを言っているんです。

〇議長 (村田博英君)

そうじゃないですよ。聞きなさいよ、いいですか。

だから、局長と次長と、それから担当者である係長と行ったら僕は一番いいなと思っているわけです。思っていたんです。ただ、調整をしたということなので、こういう結果になったということですよ。そういう報告があったでしょう。

〇12番(太田佳晴君)

いいですか、発言させてもらって。

〇議長 (村田博英君)

どうぞ、太田議員。

〇12番(太田佳晴君)

議運の視察に本来3名随行員をつけるというのは、無理なんです、それは。無理なんで す。予算的に。

〇議長(村田博英君)

検討ぐらいしたっていいじゃない。

〇12番(太田佳晴君)

そんなことは、それは許されるものなら、皆さんに行ってもらうのが一番いいんですよ。皆さんに行ってもらうのが。事務局全員が行ってもらえれば。ただ、それは2人と決まっているから、3人という選択肢はそもそもなかったということが現実だと思うんです。だから、その辺も踏まえて決めていってもらいたいんです。

〇議長(村田博英君)

検討するぐらいしたってもいいじゃないですか。それは分かっているんですよ、みんな ね。

〇12番(太田佳晴君)

私が言っているのは、本当にこれでいいのかねということ思っていたのかねということ を言っているんです。

〇議長 (村田博英君)

本当にいいのかねって、結論を出すということは、駄目なら駄目でしようがないですよ。 そのときに言いますよ。皆さんが検討して、一生懸命こういうふうにしたらどうかという ことを投げかけたわけですよ。それも、議長が駄目だって、そんなことできないじゃない ですか。

太田議員。

〇12番(太田佳晴君)

それが議長権限です。

〇議長 (村田博英君)

議長権限を使うことじゃないですよ、これは。

〇12番(太田佳晴君)

できます、それは。だから事務局を追い詰めちゃうんですよ、そういうふうに。

〇議長 (村田博英君)

追い詰めていますか。

〇12番(太田佳晴君)

事務局の皆さんが、こうして最初にしっかり案を練って出してもらったものを、しっかり受け止めて議運の中でやっていけば、何の問題もないじゃないですか。

〇議長 (村田博英君)

そういうことも含めて検討したわけですよ。だから、結論が出ていないのに、なぜそういうふうな話になっていくのか、さっぱり分からないんだよ、俺。

〇12番(太田佳晴君)

結論出ていない。結論が出ているから言っているんです。

〇議長 (村田博英君)

結論は出ているでしょう。出ているって、当初の結論は出ているわけですよ。それに対して、議運でこういうふうにしたらどうですかという話が出たので、検討ぐらいしてもいいでしょう。それを、はなから議長が駄目だと、そんなことは言えませんよ。それは委員会に対する横暴に近いじゃないですか。総務建設だって、文教厚生だってそうですよ。言わないでしょう。こういう検討するなとかって。言えないですよそんな。それは委員会の中の話なんだから。

大田議員。

〇12番(太田佳晴君)

最後にします。

こういったことを、やり取りがならないような結論を議長は出してください。 以上です。

〇議長 (村田博英君)

委員会に任せますから。

それでは、私のほうから一点報告をいたします。 2月2日の日曜日に田沼マラソンが開催されますが、熊本県人吉市議会の宮原議長が参加されるということで、議会事務局を介して連絡がありました。宮原議長は現時点の予定では、前日の土曜日に当市へお越しになり、日曜日に田沼マラソンに参加された後、翌日の月曜日にお帰りになるとの行程だそうです。

その中で、せっかく当市に来るということで、ぜひご挨拶をさせていただきたいという 申出をいただきましたので、田沼マラソンの翌日、2月3日の月曜日に正副議長室へお見 えいただくという形で現在調整を行っております。

こちら側の対応といたしましては、私と副議長でお迎えをしたいと考えておりますので、 ご承知おきいただきますよう、よろしくお願いします。

議員の皆様におかれては、沿道での声援となるかと思いますが、ぜひ宮原議長に熱い声援をお送りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

それでは、全員協議会をこれにて終了いたします。

[午前 11時09分 閉会]